

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和4年第3回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和4年6月24日（金）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後3時12分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員
	早川 貴美子 委員	倉橋 さとみ 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	田巻 正義 教育政策課長	八尋 崇 教育指導課長
	森 太一 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長	上遠野 葉子 子ども家庭部長
	菊地 崇 子ども政策課長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	臺 富士夫 東部地区建設課長
書 記	毛利 正成 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	佐藤 美穂 教育政策担当係員
欠 席 者	秋元 康裕 学校ICT推進担当課長 飯塚 尚美 学務課長 安部 嘉昭 子ども施設運営課長 蜂谷 勝己 私立保育園課長 平塚 晃夫 子ども施設入園課長 山田 勉 青少年課長 門藤 敦良 支援管理課長 森田 路子 教育相談課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 薄井 正徳 生涯学習振興公社学習事業部長 ※ コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和4年6月24日

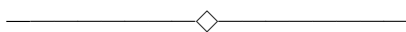
第3回足立区教育委員会臨時会

午後3時00分開会

○教育長 ただいまから本年第3回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



初めに、会議録署名員を指名いたします。本日の会議録署名員に近藤委員、小関委員をご指名いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、日程第1、第33号議案を議題といたします。教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第33号議案「「足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約の変更」に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長 第33号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長 臨時会資料3ページ第33号議案についての資料をご覧いただきたいと思ひます。

東綾瀬中学校旧校舎の解体につきましては、既に工事に着手しておりますが、その対象施設において新たにアスベストの含有が確認されたことから、除去工事が必要となりました。

当初契約金額は3億2,600万円余でしたけれども、アスベスト除去工事の費用として新たに6,300万円余が必要となり、総額3億8,900万円余の契約変更が必要な状況でございます。

この契約変更につきまして、足立区議会に議案を提出するため、区長より教育委員会の意見を求められておりますので、これに異議はないものとする議案でございます。説明は以上です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第33号議案について、ご意見・ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

早川委員。

○早川委員 アスベストに関する工事が増えたということですね。アスベストについて、業者が調査すべきことはわかるのですが、どうして事前に分からなかったのでしょうか。

○教育長 東部地区建設課長。

○東部地区建設課長 設計時におきましても、事前にアスベストの調査を実施しておりますが、これは全部を調査することはできません。

今回、アスベストの含有が出たのは、廊下部分の上下で色の違う部分です。当初の調査では、下の部分で調査してアスベストの含有が出なかったため、設計いたしました。

後日、大気汚染防止法に関する事業者の調査において、廊下の上の部分でアスベストの含有が確認されました。再度、私どもの方でも調査をしたところ、15箇所のうち4箇所アスベストの含有を確認しました。その他の11箇所では、含有を確認できませんでした。

アスベストの含有については、出たり出なかつたりするのですが、調査は実施しております。

○早川委員 調査は区が実施しているのでしょうか。

○教育長 東部地区建設課長。

○東部地区建設課長 専門業者が調査しております。

○早川委員 専門業者に委託しているんですね。

○東部地区建設課長 そうです。

○早川委員 専門業者であれば、後日、大気汚染防止法に関する調査があることは分かっていたのではないのでしょうか。最初から調査できたのではないのでしょうか。

○教育長 東部地区建設課長。

○東部地区建設課長 先ほども申し上げたとおり、学校内にも様々な部分があります。外壁だけでも1階から4階部分があり、調査未実施の部分もあります。

調査の指示については職員が行っておりますが、上手くできていなかった部分もあると考えます。

○早川委員 調査の指示は区が行うのでしょうか。

○東部地区建設課長 調査箇所は区が指示しています。

○教育長 くまなく調査するわけにはいかないため、調査した箇所によって、アスベストの含有が出たり出なかつたりすることがあります。

○早川委員 アスベストの含有が出た場合、除去工事はやら

ざるをえないのでしょうか。

○教育長 やらざるを得ません。

○早川委員 今後と同様の事例が起きると思います。同様の事例を起こさないために、区はどうするべきでしょうか。

○教育長 私も学校施設課長時代、アスベストや土壌汚染関連で特定箇所を調査を実施しました。該当箇所では汚染が出なかったものの、全部くまなく調査してみると、汚染が出たという経験をしています。

今回のような補正予算を計上する度、議会からも「最初から分からなかったのか」と指摘されるのですが、最初の段階で全部くまなく調査している訳ではありませんので難しいと考えます。

東部地区建設課長。

○東部地区建設課長 今回、アスベストの含有が出た部分については、私どもも勉強となりました。今後の調査に活かしたいと考えております。

○早川委員 2回目の調査実施は、ルールで決まっているのでしょうか。

○東部地区建設課長 大気汚染防止法で、事業者が入る際に調査することが定められています。

○早川委員 建設業者が実施するというのでしょうか。

○東部地区建設課長 建設業者が実施することになっています。1回目は、区の委託した設計業者が実施しております。

○早川委員 2回目は建設業者が実施するというのでしょうか。

○東部地区建設課長 そのとおりです。

○教育長 解体業者です。

○早川委員 解体業者が虚偽の報告をした場合はどうなるのでしょうか。

○東部地区建設課長 そういった可能性もありますので、再度、区でも調査を実施しております。全部で3回の調査を実施しております。

○教育長 近藤委員。

○近藤委員 「この年代の建物はアスベストを使っていることが多い」「この年代以降は使っていない」というのは、だいたい目星がつくのではないのでしょうか。

また、どちらか分からないような解体事業の契約時には、あらかじめ、「アスベストの含有があった場合」「アスベ

ストの含有がなかった場合」それぞれの金額を定めておくことで、費用変更等が不要になるのではないのでしょうか。

○教育長 東部地区建設課長。

○東部地区建設課長 入札形式になりますので、事前に設計金額を出す必要があります。設計金額は幅を持たせることができないため、アスベストの含有を明確にしておく必要があります。

調査に基づき設計をしておりますが、今後はもう少し綿密に実施してまいります。

○教育長 今までの事例を踏まえ、リスクが高い場合はできるだけ事前調査を実施して、それを見積りに反映していくしかないと考えます。

その結果としてアスベストの含有が出てしまった場合は、今回のような増額の契約変更とならざるを得ないのが、現状の役所のルールです。

○早川委員 1回目の調査と業者が入ってからの2回目の調査の結果が一致することはあまりないのでしょうか。

○教育長 東部地区建設課長。

○東部地区建設課長 不一致となるケースはほとんどありません。

○教育長 先ほど、参考事例とした土壌汚染では結構あります。東部地区建設課長。

○東部地区建設課長 地中障害物に関するものです。

○教育長 他にはよろしいのでしょうか。

ないようですので、これより第33号議案「足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約の変更」に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案を原案の通り異議なしとして決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり異議なしとして決することといたします。そのほか何かございますでしょうか。ないようですので、以上をもちまして本年第3回足立区教育委員会臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。お疲れ様でした。

午後 3時12分閉会

令和4年第3回
足立区教育委員会臨時会

日 時 令和4年6月24日 金曜日 午後3時00分開議
会 場 教育委員会室

1 議事日程

頁

日程第1	第33号議案 「足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約の変更」 に関する教育委員会の意見について……………	2
------	---	---

第 3 3 号議案

「足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約の変更」
に関する教育委員会の意見について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

「足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約の変更」
に関する教育委員会の意見について

「足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約」の変更にあたり、足立区長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議はないものとする。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 3 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 4 年 6 月 2 4 日

件 名	「足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約の変更」に関する教育委員会の意見について													
所管部課名	教育指導部 教育政策課													
内 容	<p>1 契約の相手方 麻生・渡部建設共同企業体 代表者 麻生土木株式会社 代表取締役 麻生 雅光 東京都足立区谷在家一丁目 8 番 3 号</p> <p>2 契約金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">契約</th> <th style="width: 35%;">変更増減額</th> <th style="width: 35%;">契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初契約</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: right;">326,340,432円</td> </tr> <tr> <td>変更契約(予定)</td> <td style="text-align: right;">63,477,568円</td> <td style="text-align: right;">389,818,000円</td> </tr> <tr> <td>変更増減額計</td> <td style="text-align: right;">63,477,568円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(当初比増額率 19.5%)</p> <p>3 契約年月日 令和 4 年 3 月 2 4 日</p> <p>4 契約番号 3 足総契契第 0 1 0 6 2 3 号</p> <p>5 工 期 令和 4 年 3 月 2 5 日から令和 4 年 1 0 月 2 8 日</p> <p>6 工事場所 足立区綾瀬三丁目 2 3 番 1 4 号</p> <p>7 契約変更理由および内容 当初設計時の石綿調査にて含有が確認されなかった箇所について、施工者側が大気汚染防止法第 1 8 条の 1 5 に基づく事前調査を行ったところ、含有が確認された。この為、区として追加の石綿調査 1 5 箇所を施工者へ依頼し、石綿含有を確認した。 よって、当該石綿含有材の除去工事を追加する事とした。</p> <p>(1) 石綿含有材の除去工事の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 校舎棟、教室・廊下階段の目地上部塗膜 約 2,866㎡ イ 石綿再調査 15 検体 		契約	変更増減額	契約金額	当初契約	—	326,340,432円	変更契約(予定)	63,477,568円	389,818,000円	変更増減額計	63,477,568円	—
契約	変更増減額	契約金額												
当初契約	—	326,340,432円												
変更契約(予定)	63,477,568円	389,818,000円												
変更増減額計	63,477,568円	—												

	<p>8 契約変更（仮承諾）年月日 令和4年6月17日</p> <p>9 その他 議会の議決を得た当該契約金額より変更による増減額が100分の10以上のため、足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、本件を提出する。</p>
<p>今後の方針</p>	

第 号議案

足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約の変更について

上記の議案を提出する。

令和4年7月 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約の変更について

足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事实施のため、下記のとおり請負契約を変更する。

記

- 1 契約変更の対象 足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事
- 2 契約変更の原因 契約条項第18条に基づく変更
- 3 契約変更後の金額 389,818,000円
- 4 契約変更の相手方 東京都足立区谷在家一丁目8番3号
麻生・渡部建設共同企業体
代表者 麻生土木株式会社
代表取締役 麻生 雅光
- 5 工 期 令和4年3月25日から令和4年10月28日まで

(提案理由)

足立区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年足立区条例第1号）第2条の規定に基づき、この案を提出いたします。

なお、本件は、令和4年3月25日に契約を締結し、現在施工中のものであります。

このたび、設計変更の必要が生じたため、契約金額 3 億 2, 6 3 4 万 4 3 2 円を 3 億 8, 9 8 1 万 8, 0 0 0 円に増額変更し、現在施工中の業者と契約変更いたすものであります。

4 足総契発第509号
令和4年6月22日

足立区教育委員会
教育長 大山 日出夫 様

足立区長
近藤 弥生

議案に関する教育委員会の意見聴取について

令和4年第2回足立区議会定例会に提案するため、下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

(議案名)

- 1 足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約の変更について